

3つくば市活第36号  
令和3年(2021年)6月1日

区長 各位

つくば市長 五十嵐立青  
(公印省略)

次年度以降の「つくば市地区集会所建築等補助金」に関する要望等について

日頃から、つくば市政に深い御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、標記の件につきまして、次年度以降の予算編成の根拠とするため、補助金の  
交付を希望される区会は、下記のとおり書類の提出をお願いいたします。

記

## 1 提出書類

- (1) 令和4年度に集会所の修繕等(修繕費用400万円未満)を予定している区会

**提出書類** 交付要望書(様式1)

- (2) 令和4年度に集会所の新築・改築・増築・大規模修繕(修繕費用400万円以上)  
を予定しており、令和2年度までに「交付希望調査書(様式2)」を提出している  
区会

**提出書類** 交付要望書(様式1)

- (3) 令和5・6・7年度の3年間のうちに集会所の新築・改築・増築・大規模修繕  
(修繕費用400万円以上)を予定している区会

**提出書類** 交付希望調査書(様式2)

## 2 提出方法

いずれも必要事項を記入のうえ、市民活動課へ**持参・郵送**にて御提出ください。

## 3 提出期限

令和3年(2021年)8月31日(火)必着

## 4 注意事項

- (1) 交付要望書(様式1)の提出により補助金交付が決定するわけではありません。  
(2) 見積書は、工事の積算や技術面に信頼のある業者に依頼してください。  
(3) 要望等は、区会内の合意の上で行ってください。

## 5 添付書類

交付要望書(様式1)、交付希望調査書(様式2)、補助金交付要綱、具体例

### 問合せ先

つくば市市民部市民活動課 島田・武田  
〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1  
TEL: 029-883-1111(内線5253) Email: ctz010@city.tsukuba.lg.jp

様式 1

供 覧	課長	課長補佐	係長	係員

令和3年(2021年) 月 日

令和4年度(2022年度)地区集会所建築等補助金 交付要望書

つくば市長 あて

要望者 区 会 名  
代表者氏名 ⑩  
代表者住所  
電話(自宅)  
(携帯)

1 集会所の概要

名称		構造	
床面積	m <sup>2</sup>	設置年	年
所在地	つくば市		
敷地所有者			

2 補助事業(工事)の概要 ※優先順位を決定するため、詳細に記載してください。

工事内容	
工事金額 (税込)	円
工事の理由 ・必要性	
補助の前歴	

3 添付資料

- ① 集会所位置図(住宅地図、Google マップ等に集会所位置を示したもの)
- ② 工事業者等の見積書
- ③ 工事内容を示した図面(工事箇所を朱書きしたもの)
- ④ 写真(集会所全景と工事箇所・内容を示したもの)

※ 区会内の合意のうえで要望してください。

要望件数が毎年多数にあるため、公平性・緊急性・必要性等を総合的に考慮し、補助の優先順位を決定しています。

様式2

供 覧	課長	課長補佐	係長	係員

令和3年(2021年) 月 日

地区集会所建築等補助金(令和5・6・7年度) 交付希望調査書

つくば市長 あて

要望者 区 会 名  
 代表者氏名 ㊟  
 代表者住所  
 電話(自宅)  
 (携帯)

1 集会所の概要

名称		構造	
床面積	m <sup>2</sup>	設置年	年
所在地	つくば市		
敷地所有者			

2 補助事業(工事)の概要

建築等の種別 (該当種別に○)	新築・改築・増築・大規模修繕 ※大規模修繕:補助対象となる修繕費用が400万円以上となるもの
補助希望年度 (該当年度に○)	令和5(2023)年度・令和6(2024)年度・令和7(2025)年度
工事見込金額 (税込)	円
工事の理由・ 必要性 (詳細に記載)	
補助の前歴	

※ この希望調査書の提出によって、補助金の交付が決定されるものではありません。今後3年間の予定を調査するものです。

要望件数が毎年多数にあるため、公平性・緊急性・必要性等を総合的に考慮し、補助の優先順位を決定しています。

区区内で合意のうえで要望してください。

○つくば市地区集会所建築等補助金交付要綱（一部抜粋）

平成3年7月1日  
告示第112号

（目的）

**第1条** この要綱は、区会、常設区又は自治会（以下「区会等」という。）が地域における住民活動の拠点となる地区集会所を新築、増築、改築又は修繕等（以下「建築等」という。）する場合において、予算の範囲内でその建築工事費用の一部を補助することにより、市民の自治の振興に資することを目的とする。

（用語の意義）

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地区集会所 主として区会等の住民の集会の用に供する建築物をいう。
- (2) 新築 更地に建築物を造ることをいう。
- (3) 増築 既にある建築物の床面積を増加させることをいう。
- (4) 改築 建築物の除却又は滅失後、引き続きこれと同一の用途の建築物を造ることをいう。
- (5) 修繕等 建築物の部分又は建築設備等の補修、改修等をいう。
- (6) 基準面積 39.6平方メートルに、区会戸数に1.8平方メートルを乗じた面積を加えた面積をいう。
- (7) 区会戸数 区会等を構成する戸数をいう。
- (8) 建築設備等 建築物に設けられる電気、ガス、給水、排水、換気、消火、排煙又は汚水処理の施設で建築物と一体として効用を全うするもの及び建築物に附属する塀をいう。
- (9) 建築工事費用 建築物若しくはその部分又は建築設備等の工事に要する費用をいう。
- (10) 実施建築単価 建築工事費用の1平方メートル当たりの実際の建築単価をいう。ただし、当該単価が106,000円を超えるときは、106,000円とする。

（補助対象事業）

**第3条** 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、区会等（区会等が共同して行う場合を含む。）が行う地区集会所の建築等であって、次の各号に掲げるものの区分ごとに当該各号に規定する要件に適合するものとする。

- (1) 新築 地区集会所を持たない区会等が地区集会所を新築する場合であること。
- (2) 改築 新築後25年を経過している地区集会所を改築する場合であること。ただし、市長が老朽化が著しいと認めた地区集会所については、この限りでない。
- (3) 増築 新築後5年を経過している地区集会所を増築する場合であること。ただし、この要綱により補助を受けて増築した地区集会所をさらに増築する場合にあっては、当該増築事業が完了した日から3年を経過していること。
- (4) 修繕等 地区集会所の一部の損壊その他特別の事情により地区集会所を修繕等する場合であること。

(補助対象経費)

**第4条** 補助金の交付の対象となる経費は、新築、改築又は増築にあっては補助対象事業に係る建築工事費用とし、修繕等にあっては当該修繕等に要する建築工事費用とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 土地の購入及び借用に要する経費
- (2) 整地及び外構工事に要する経費
- (3) 既存の施設を全面解体及び移転するのに要する経費
- (4) 備品購入費

(補助金の交付額)

**第5条** 補助金の交付額は、次の各号に掲げる建築等の区分ごとに当該各号に定める額とする。

- (1) 新築又は改築 次条第1項の規定による補助金の交付申請をした日（同項ただし書に規定する場合にあっては、建築等に係る工事に着手した日（次号において「申請日等」という。））における基準面積（新築後又は改築後の延べ床面積が当該基準面積を下回るときは、当該新築後又は改築後の延べ床面積）に実施建築単価を乗じた額の100分の50に相当する額。ただし、1,000万円を限度とする。
- (2) 増築 申請日等における基準面積（増築後の延べ床面積が当該基準面積を下回るときは、当該増築後の延べ床面積）から増築前の延べ床面積を控除して得た面積に実施建築単価を乗じた額の100分の50に相当する額。ただし、350万円を限度とする。
- (3) 修繕等 修繕等に要する建築工事費用の100分の50に相当する額。ただし、350万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

## 1 補助対象・対象外事業（修繕等）の具体例

	補助対象事業	補助対象外事業
建物本体	基礎、壁、柱、梁、屋根、床、階段等の工事 内外装、塗装、防水等の工事	
建築設備	<b>1 電気施設</b> 配線設備工事	照明器具の交換
	<b>2 ガス施設</b> 配管設備工事 ガス器具の交換工事	受益者負担金
	<b>3 水道施設</b> 水道設備工事	受益者負担金 上水道給水可能区域において自家用井戸で給水するための工事(機器の修理等を含む。)
	<b>4 下水道施設</b> 汚水、雑排水設備工事	受益者負担金 下水道供用開始区域において宅内処理で放流するための工事(機器の修理等を含む。)
	<b>5 消火施設</b> 火災報知器、スプリンクラー等の消火設備工事	消火器の購入
	<b>6 空調施設</b> エアコン設備工事	扇風機、ストーブの購入
	<b>7 建具類</b> ① 障子、襖、ドア、窓（サッシ等）、網戸等の交換工事 ② 障子、襖、網戸の張替及びガラスの交換工事 ③ 建物と一体となる下駄箱、戸棚の修繕工事	
	<b>8 その他</b> 畳裏返し、畳表替え及び新畳替え工事	カーテン取り替え

## 2 「備品」の定義・具体例

「備品」：その性質又は形状を変えることなく比較的長期間にわたり使用に耐えるもので、以下にあげるもの（補助対象外）

- ① 机、椅子
- ② 金庫、戸棚、箱
- ③ 事務用機械器具
- ④ 電気、機械、通信、音響、照明、厨房器具
- ⑤ 冷暖房用機械器具(固定型のエアコンを除く。)
- ⑥ 清掃用具
- ⑦ 消防、救命用具
- ⑧ 体育、レクリエーション用具
- ⑨ その他、市長が集会所に必要なないと判断したもの

※ 短期間の使用によってその性質又は形状を変えその全部若しくは一部を消耗する消耗品についても補助対象外とする。